H23発注者支援業務等説明会資料

平成23年度発注者支援業務等に関する説明会

第1部 10:00~12:00

第2部 14:00~16:00

[日時]平成22年12月22日(水)[場所]さいたま新都心合同庁舎2号館5階 共用大会議室 501会議室



関東地方整備局

<資料構成>

- 【1】平成23年度発注者支援業務等の方針
- 【2】平成23年度発注者支援業務等の契約方針
- 【3】平成23年度発注者支援業務等における要件等
- 【4】その他

関東地方整備局 H22.12.22時点 この資料は、関東地方整備局ホームページ (http://www.ktr.mlit.go.jp/)に掲載します。 場合によっては、内容の変更があります。

全業務を「一般競争入札(総合評価落札方式)」

平成22年度発注者支援業務等について、全て一般競争 入札(総合評価落札方式)で実施

民間企業の積極的な参加による競争性の向上を目的として、平成21年度より入札参加資格等の要件について拡大を実施

平成23年度発注業務等についても、全て一般競争入札 (総合評価落札方式)で実施

さらなる民間企業の積極的な参加による競争性の確保・向上を図るため、民間競争入札、及び複数年度契約の導入等を実施

1-1.「民間競争入札」の導入

平成23年度の以下に示す業務(発注者支援業務等)においては、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)に基づく民間競争入札」(民間競争入札)により実施する。

<発注者支援業務等>

・発注者支援業務

積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務

・公物管理補助業務

道路許認可審査・適正化指導業務河川巡視支援業務、ダム管理支援業務

・用地事務補助業務

用地補償総合技術業務

1 - 2 . 「民間競争入札」導入の意義

発注者支援業務については、これまでも透明性・競争性が確保されるよう取り組んできたところであるが、民間競争入札の実施にあたっては、内閣府に設置された第三者委員会である「官民競争入札等監理委員会」による入札参加要件等の審議を経た上で実施要項を定め、実施要項に基づく手続きにて落札した企業と契約することとされている。

この審議を経ることにより、更なる透明性、競争性の確保が期待される。

平成22年11月22日・・・発注者支援業務等の実施要項決定。

民間競争入札を導入した業務については、入札説明書に明示がありますので確認してください。

1 - 3 . 「民間競争入札」導入に伴う受注者が 負う可能性のある責務等

(1)罰則等

本業務に従事する者は、刑法(明治40年法第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

公共サービス改革法第25条第1項の規定(秘密保持)に違反して、公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなる(公共サービス改革法第54条)。

次のいずれかに該当する者は、公共サービス改革法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。

- ・「公共サービス法第26条第1項」による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、 又は「法第26条第1項」による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質 問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたもの。
- ・正当な理由なく、「法第27条第1項」による指示等に違反した者。 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法 人又は人の業務に関し、上記 の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、 行為者を罰するほか、その法人又は人も上記 の刑を科されることとなる。

(2)会計検査について

受注者は、会計検査院法第23条第1項に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときは、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地検査を受けたり、同院から直接又は発注者を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

2 - 1 . 発注業務一覧

		業務名	主な業務内容
		積算技術業務	工事の積算に必要な現地調査、発注図面・数量総括表・数量計算書の作成、 積算資料の作成、積算データ入力等を行う。
	発注者支援	技術審査業務	競争参加者から提出された技術資料等の分析・整理、ヒアリング記録作成等を 行う業務。
発注者		工事監督支援業務	材料確認·段階確認等による設計図書との照合、工事検査等に立会、工事の 指示書·地元調整等に必要な資料の作成、工事受注者から提出された資料と設 計図書との照合、工事の設計変更に必要な資料作成等を行う業務。
発注者支援業務等	公物管理補助	河川巡視支援業務	河川を巡視し、河川及び河川管理施設の状況、河川の占有又は、利用状況等 の適切な把握と処理及び河川管理上必要な情報の収集等を行う業務。
務等		ダム管理支援業務	洪水調整機能を有するダムのダム管理支援、ダムの洪水調整操作に関する運用支援等を行う業務。(排水機場等もあり)
		道路許認可審查 ·適正化指導業務	道路の不正使用、不法占用の指導取締、各種占用申請の審査・指導、境界確認申請審査・現地立会等を行う業務。
	用地事務補助 用地補償総合 技術業務		土地等の権利者に対して、補償の内容等の説明を行い、土地等の取得及びこれに伴う損失補償の承諾を得る業務。

2 - 2 . 応募要件等

・ 平成21年度より、実績要件・資格要件等の改善(緩和)を実施しており、H23年度発注業務においては、本年7月に実施したアンケート結果も踏まえて、業務に必要となる技術力の確保を図るための要件とする。

(1)企業及び管理技術者に求める実績要件

・ 当該業務分野における技術力確保を目的とした実績(同種・類似業務)重視から、必要な技術力確保を目的とした実績要件への改善を実施済みであり、同様に要件を拡大している。

(2)管理技術者に求める資格要件

・一般的に認知されている資格を参加可能としており、基本的には平成 22年度の業務発注と同程度とする。

(3)中立性要件

・ 発注者支援業務の受注者と業務の対象工事の受注者等との利益相反を 防止するため、当該要件に対して必要な中立性要件を付する。

(4)管理技術者の直接雇用関係

・企業と管理技術者の直接雇用関係について、履行期間中の直接雇用関係を求める要件に平成21年度業務より緩和しており、今年度も同じ要件とする。

2 - 3 . 契約条件の設定

(1)適正な発注ロット

・業務遂行上の効率性及びコストを勘案した上で、適切な発注ロットを設定する。

(2)設計共同体

・技術力の結集による品質確保向上及び企業の積極的な参加による 競争性の向上を図るため、今年度より一部業務において計共同体 による業務参加を試行導入しているが、平成23年度はさらなる 拡大を図る。

発注者支援業務等において設計共同体として認める業務の区分

	対象業務	5	分担できる業務の区分
		業務内容による区分工種による区分	·河川/道路/電気/機械 等 ·維持修繕/改築 等
発注者支援 業務	工事監督支援業務	区域による区分	·出張所単位(監督官単位) ·河川単位 ·道路路線単位 等
援		業務内容による区分	·河川/道路/電気/機械 等
業務		工種による区分	·維持修繕/改築 等
	積算技術業務	区域による区分	·出張所単位(監督官単位) ·河川単位 ·道路路線単位 等
	河川巡視支援業務	業務内容による区分	·河川/道路/電気/機械 等
		区域による区分	·出張所単位 ·河川単位 ·道路路線単位 等
公物	ダム管理支援業務	業務内容による区分	・河川/道路/電気/機械 等・下流放流区間巡回/ダム操作業務 等
公物管理補助業務		区域による区分	·出張所単位 ·河川単位 ·道路路線単位 等
業			·河川/道路/電気/機械 等
	道路許認可審查·適正化	業務内容による区分	·占用申請等の審査受付/現地立会/特車申請の審査及び指導取締り等
	指導業務	区域による区分	·出張所単位 ·河川単位 ·道路路線単位 等
	-	業務内容による区分	·道路/河川 等
用地補	償総 合技術業務	区域による区分	·河川単位 ·道路路線単位 等

(3)国庫債務負担行為を活用した複数年度契約の実施

・本年7月に実施したアンケート結果、及び民間の創意工夫が期待されることから、 複数年度契約を試行導入する。

発注者支援業務・・・・全体件数の4割程度の業務で2ヶ年度の複数年度契約 を実施

公物管理補助業務・・・全体件数の半数程度の業務で2ヶ年度の複数年度契約 を実施(一部、3ヶ年度の契約についても試行)

用地補償総合技術業務・・・実施可能な業務にて実施

2 - 4 . スケジュール(案)

4月1日以降履行開始

〈関東地方整備局のスケジュール(案)のイメージ>発注の見通しの公表 1月中旬を予定 (各事務所にて閲覧、PPI、HP公表(記者発表)予定) 入札手続開始の公告 1月中旬以降を予定 入札・開札 3月上旬を予定

ただし、各案件における日程等の詳細は、業務毎の入札関係資料を確認のこと

(注意)電子入札システムでは、一般競争入札方式を使用します。

1)参加資格要件(単体の場合)

公共サービス改革法第15条において準用する公共サービス改革 法10条各号に該当する者でないこと。

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。

関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

詳細については入札説明書を確認してください。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する 建設業者等又はこれに準ずる者として、発注工事等か らの排除要請があり、当該状態が継続している者でな いこと。別途、誓約書等の提出が必要

設計共同体の場合

業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」に示すところにより、関東地方整備局長から業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けているものであること。

2)競争参加資格申請書の提出者に対する要件

(ア)中立・公平性に関する要件

<発注者支援業務>

業務区分	要件
積算技術	・参加資格要件
	「業務の履行期間中に工期がある <mark>当該事務所発注工事に参</mark>
	加している者及びその発注工事に参加している者と資本
	面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加出来な
工事監督	llo п
支援	・工事に関する事後制限(参加資格には該当しない)
	「本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・
	人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当
技術審査	該事務所発注工事に参加してはならない。また、本業務の
	担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人
	事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該
	事務所発注工事に参加してはならない。」

<公物管理補助業務(その1)>

	2,10 11 2 1110 100 (3 1)
業務区分	要件
河川巡視支援	・参加資格要件 「業務対象河川内の占用者等及びその占用者等と資本面・人事面等で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。」(ただし、業務内容に許認可等の審査、指導の支援を付随されている業務に限る。)
ダム管理支援	・参加資格要件等 本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している 者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある 者は、本業務の入札に参加できない。(ただし、業務内容に、工事監 督の支援、積算の支援、技術審査の支援に関する業務が付随されてい る場合に限る。) 業務対象河川内の占用者等及びその占用者等と資本面・人事面等で関 係がある者は、本業務の入札に参加できない。(ただし、業務内容に 許認可等の審査、指導の支援を付随されている業務に限る。)
	・工事に関する事後制限(参加資格には該当しない)本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある。者は業務履行期間中に工期のある当該事務所発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所発注工事に参加してはならない。 (ただし、業務内容に、工事監督の支援、積算の支援、技術審査の支援に関する業務が付随されている場合に限る。)

<公物管理補助業務(その2)>

業務区分	要件
道路許認可審查· 適正化指導	・参加資格要件 「本業務に関連する特定の企業や団体と資本・人 事面における関連の有無に関わらず、業務提携及 び技術提携等を行うなど、中立性・公平性に欠け る者でないこと」

< 用地事務補助業務 >

業務区分	要件
用地補償総合技術	「入札に参加しようとする者は、業務の履行場所に係る被補償者との間において、以下の関係がないこと。」 1)会社法に基づく子会社、親会社の関係にないこと。 2)入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。

< 補 足 >

- 参加資格要件の「発注工事に参加」とは、当該工事を受注していること又は当該工事の下請けをしていることをいう。
- 事後制限の「発注工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること又は当該工事 の下請けとしての参加をいう。
- 資本面・人事面で関係があるとは、次の 又は に該当するものをいう。
 - 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

3)競争参加資格確認申請書の提出者に対する要件

(ア)業務実施体制に関する要件

- 競争参加資格確認申請書を提出する者は、関東地方整備局管内に業務拠点(予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。
- なお、業務内容により「 県内」と記載する場合がありますので、 詳細は各業務の入札説明書によること。

例)・発注者支援業務

関東地方整備局管内

· 公物管理補助業務

県内

- 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されてい₁₉ないこと。

3)競争参加資格確認申請書の提出者に対する要件

(イ)業務実績に関する要件

• 競争参加資格確認申請書を提出する者(企業)は、平成13年度以降に完了した以下に示す業務(平成22年度完了予定の業務も対象に含む)において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

[実績の対象となる発注機関]

・国の機関

用地関係については入札説明書による。

- ・特殊法人等
- ・地方公共団体
- ・地方公社
- ・公益法人

H23から、特殊法人等に国土交通省の所管の その他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道 事業団での実績を追加している。

・大規模な土木工事を行う公益民間企業

3)配置予定管理技術者に対する要件

(ウ)手持ち業務量

- 配置予定管理技術者は、<u>平成23年4月1日現在の手持ち業務量</u>(本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が平成23年3月31日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下同じ。)が4億円未満かつ10件未満であること。
- ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者(測量又は地質調査業務における主任担当者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当者、 又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む)となっている契約金額が 500万円以上の業務をいう。
- 平成23年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係を除く。)で調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

H23発注者支援業務等において複数業務を受注し、手持ち業務制限を超えた場合は「無効」(手持ち業務の制限を超えた業務のみ)となるので注意すること。

3)配置予定管理技術者に対する要件

(ウ)手持ち業務量

- 業務の履行期間中は予定管理技術者の手持ち業務量が契約額4億円未満、件数で10件未満(平成23年4月1日現在の手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係を除く。)で調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、契約金額で2億円未満、件数で5件未満)を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の1)から4)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。
 - 1) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - 2) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
 - 3) 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
 - 4)手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している 予定管理技術者の制限を超えない者

【企業】

参加表明者に求める業務実績

業務内容	発注者支援業務			公物管理補助業務			用 地 事務補助
求める業務実績	積算技術	技術審査	工 事 監督支援	河川巡視	ダム管理	道路許認可	用地補償 総合技術
発注者支援業務							
公物管理補助業務(河川)							
公物管理補助業務(道路)							
CM業務							
PF!事業技術アドバイザリー業務							
土木設計業務(河川)							
土木設計業務(道路)							
調査検討·計画策定業務(河川)							
調査検討·計画策定業務(道路)							
管理施設調査·運用·点検業務(河川)							
管理施設調査·運用·点検業務(道路)							
測量業務							
地質調査業務							
補償コン登録規程に定めるいずれかの業務							

実績を認める発注機関の詳細は、各業務の入札説明書を確認のこと

予定管理技術者に必要な同種・類似業務等の実績

業務内容		発注者支援業務					公物管理補助業務		
求める業務実績	積算技術		技術審査		工事監督支援		河川 巡視	ダム 管理	道路許 認可
	(河川)	(道路)	(河川)	(道路)	(河川)	(道路)			
発注者支援業務									
公物管理補助業務(河川)									
公物管理補助業務(道路)									
CM業務									
PF!事業技術アドバイザリー業務									
調査検討·計画策定業務(河川)									
調査検討·計画策定業務(道路)									
管理施設調査·運用·点検業務(河川)									
管理施設調査·運用·点検業務(道路)									
土木設計における概略・予備・詳細設計業務(河川)									
土木設計における概略・予備・詳細設計業務(道路)									
土木工事(監理技術者)									

実績を認める発注機関の詳細は、各業務の入札説明書を確認のこと

予定主任担当者に必要な同種・類似業務等の実績

業務実績	対象業務	用地総合
発注者支援業務等	用地補償総合技術業務	
	用地補償技術(補助)業務	
	用地関係資料作成整理等業務	
	土地調査部門業務(用地測量)	
	土地評価部門業務	
補償コンサルタント業務	物件部門業務	
	機械工作物部門業務	
	営業補償・特殊補償部門業務	
	事業損失補償部門業務	
	補償関連部門業務	(注)

(注) 用地総合の補償関連部門業務における同種()は補償説明業務、類似()は これ以外の補償業務

実績を認める発注機関の詳細は、各業務の入札説明書を確認のこと

4)担当技術者に対する業務実施上の要件

<【参考】発注者支援業務の要件>

業務種別	資格要件
(発注者支援業務等) 工事監督支援 技術審査 積算技術	 ・技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門) ・技術士補(建設部門) ・一級又は、二級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級又は1級又は2級技術者 ・(社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者()又は()又は発注者が認めた同等の資格を有する者 ・RCCM(技術士部門と同様の部門に限る) ・同種又は類似業務の実務経験が1年以上の者 ・河川又は道路関係の技術的行政経験を10年以上有する者

各業務の特性により担当技術者に必要となる資格は異なるので、詳細は入札説明書を確認のこと。

5)総合評価に関する事

配置予定担当技術者の業務実績について評価する。

同種又は類似業務の実績のある担当技術者を配置予定の場合は、 総合評価において優位に評価する。ただし、契約時点で予定して いた同種又類似の実績のある担当技術者を配置できない場合は、 業務成績において減点とします。

履行確実性評価の導入

調査基準価格が設定される業務においては、総合評価項目において履行確実性の評価を追加する。(詳細は補足説明参照)

発注者支援業務等(業務別タイプ)

	_		総合評価落札方式		
		業務名	価格点∶技術点	タイプ	
		積算技術業務	1:2	標準	
3 %	発注者支援	技術審査業務	1:2	標準	
発注者支援業務等		工事監督支援業務	1:2	標準	
支 援	公物管理補助	河川巡視業務	1:2	標準	
業務等		ダム管理支援業務	1:2	標準	
ק		道路許認可審查 ·適正化指導業務	1:2	標準	
	用地事務補助	用地補償総合 技術業務	1:2	標準	

発注者支援業務等における総合評価 評価基準一覧

					業務分野別の評価基準				
	評価項目		河川巡視	ダム管理	道路許認可	発注者支援	用地補償	総合評価 (標準型)	
管理技術者	資格要件	資格	・技術士、 ・土木学会(特別上級、 上級、1級)、 ・1級土木施工管理技士 ・河川監理員 ・RCCM又は同等、 ・道路又は河川関係の 技術的行政経験25年 ・その他発注部署が認め た公物管理の資格	・技術士 ・土木学会(特別上級、 上級、1級) ・ダム管理技士 ・1級土木施工管理技士 ・河川監理員 ・RCCM又は同等 ・道路又は河川関係の 技術的行政経験25年 ・その他発注部署が認め た公物管理の資格	・技術士 ・1級士木施工管理技士 ・1級士木施工管理技士 ・土木学会(特別上級、 上級、1級) ・道路監理員 ・RCCM又は同等 ・道路又は河川関係の 技術的行政経験25年 ・その他発注部署が認め た公物管理の資格	・技術士 ・1級土木施工管理技士 ・1 級土木学会(特別上級、 上級、1級) ・全建品確技術者 ()()又は同等 ・RCCM又は同等	公共用地交渉業務7年以上であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的経験、補償全般の経験、・補償業務管理者、管理士(総合補債部門)・補償業務管理士(総合補償部門を除ぐ7部門)・補償業務管理士(土地調査、土地評価、物件、補償関連を含む4部門以上)	5 3	
	専門技術力	実績	同種あり。 類似あり。	5 3					
	情報収集力	地域精通度	事務所管内における同種又は類似業務の実績がある。 整備局管内における同種又は類似業務の実績がある。 その他						
	専任性	専任性							
予定担当技術 予定担当技術者等の 者等の経験 専門技術力			同種あり。 類似あり。 その他					5 3 0	
D 100 000 000 000 000 000 000 000 000 00	業務理解度							10	
実施方針等	実施体制							20	
技術提案	本業務におけ	的確性						20	
	る留意点	実現性						10	

業務の応募要件等:積算技術業務

業務の概要

工事の積算に必要な現地調査、発注図面・数量総括表・数量計算書の作成、積算資料の作成、積算データ入力等

契約方法の見直し

総合評価(単年)

総合評価(複数年)

応募要件の見直し

平成22年度

平成23年度 (案)

【企業の業務実績】

平成12年度以降に完了(完了予定業務含む)した業務において実績を有すること。

国、特殊法人、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務(積算技術、技術審査、品質検査、工事管理)、公物管理補助業務(河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理、道路巡回、道路許認可審査・適正化指導)、CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務(河川又は道路)、調査検討・計画策定業務(河川又は道路)、管理施設調査・運用・点検業務(河川又は道路)、測量業務、地質調査業務

【企業の業務実績】

平成13年度以降に完了(完了予定業務含む)した業務において実績を有すること。

実績要件は平成22年度と同等

ただし、実績を認める発注機関として、平成22年度に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団での実績を追加している。

【管理技術者】

[資格]技術士(総合技術監理、建設部門)、土木学会特別上級・上級・一級技術者の資格、一級土木施工管理技士、RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者、関東地方整備局長が委嘱した公共工事品質確保技術者、(社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者()及び公共工事品質確保技術者()、その他これに準ずると発注者が認める者、[実績]平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(完了予定業務含む)の実績を有すること。

業務実績には、発注者として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向 又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。

同種:国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した土木工事に関する発注者支援業務

類似:・地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、公益法人又は大規模な 土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務

・国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務(「河川」又は「道路」)、CM業務、PF!事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務(「河川」又は「道路」)の概略設計、予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者

河川業務は「河川」、道路業務は「道路」とする。

[恒常的雇用関係]契約の締結までに本業務の受注者と直接的雇用関係があればよい。

【管理技術者】

[資格]技術士(総合技術監理、建設部門)、土木学会特別上級・上級・一級技術者の資格、一級土木施工管理技士、RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者、関東地方整備局長が委嘱した公共工事品質確保技術者、(社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者()、その他これに準ずると発注者が認める者、[実績]平成13年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(完了予定業務含む)の実績を有すること。

実績要件は平成22年度と同等

ただし、実績を認める発注機関として、平成22年度に加え国土交通省所管のその他の 独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団での実績を追加している。

なお、河川又は道路の区分は削除する。

業務の応募要件等:技術審査業務

業務の概要

技術資料の分析・整理及びヒアリング記録作成

契約方法の見直し

総合評価(単年)

総合評価(複数年)

応募要件の見直し

平成22年度

平成23年度 (案)

【企業の業務実績】

平成12年度以降に完了(完了予定業務含む)した業務において実績を有すること。

国、特殊法人、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公

益民間企業が発注した発注者支援業務(積算技術、技術審査、品質検査、工事管理)、公物管理補助業務(河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理、道路巡回、道路許認可審査・適正化指導)、CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務(河川又は道路)、調査検討・計画策定業務(河川又は道路)、管理施設調査・運用・点検業務(河川又は道路)、測量業務、地質調査業務

【企業の業務実績】

平成13年度以降に完了(完了予定業務含む)した業務において実績を有すること。

実績要件は平成22年度と同等

ただし、実績を認める発注機関として、平成22年度に加え国土交通省所管のその他の 独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団での実績を追加している。

【管理技術者】

[資格]技術士(総合技術監理、建設部門)、土木学会特別上級・上級・一級技術者の資格、一級土木施工管理技士、RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者、関東地方整備局長が委嘱した公共工事品質確保技術者、(社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者()、その他これに準ずると発注者が認める者、[実績]平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(完了予定業務含む)の実績を有すること。

業務実績には、発注者として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向 又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。

同種:国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した土木工事に関する発注者支援業務

類似:・地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、公益法人又は大規模な 土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務

・国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務(「河川」又は「道路」)、CM業務、PF!事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務(「河川」又は「道路」)の概略設計、予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者

河川業務は「河川」、道路業務は「道路」とする。

[恒常的雇用関係]契約の締結までに本業務の受注者と直接的雇用関係があればよい。

【管理技術者】

[資格]技術士(総合技術監理、建設部門)、土木学会特別上級・上級・一級技術者の資格、一級土木施工管理技士、RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者、関東地方整備局長が委嘱した公共工事品質確保技術者、(社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者()、その他これに準ずると発注者が認める者、[実績]平成13年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(完了予定業務含む)の実績を有すること。

実績要件は平成22年度と同等

ただし、実績を認める発注機関として、平成22年度に加え国土交通省所管のその他の 独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団での実績を追加している。

なお、河川又は道路の区分は削除する。

業務の応募要件等:工事監督支援業務

業務の概要

材料確認・段階確認等による設計図書との照合、工事検査等に立会、工事の指示書・地元調整等に必要な資料の作成、 工事請負者から提出された資料と設計図書との照合、工事の設計変更に必要な資料作成等

契約方法の見直し

総合評価(単年)

総合評価(複数年)

応募要件の見直し

業務(河川又は道路)、測量業務、地質調査業務

平成22年度 平成23年度 (案)

【企業の業務実績】

平成12年度以降に完了(完了予定業務含む)した業務において実績を有すること。

国、特殊法人、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務(積算技術、技術審査、品質検査、工事管理)、公物管理補助業務(河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理、道路巡回、道路許認可審査・適正化指導)、CM業務、PF!事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務(河川又は道路)、調査検討・計画策定業務(河川又は道路)、管理施設調査・運用・点検

【企業の業務実績】

平成13年度以降に完了(完了予定業務含む)した業務において実績を有すること。

実績要件は平成22年度と同等

ただし、実績を認める発注機関として、平成22年度に加え国土交通省所管のその他の 独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団での実績を追加している。

【管理技術者】

[資格]技術士(総合技術監理、建設部門)、土木学会特別上級・上級・一級技術者の資格、一級土木施工管理技士、RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者、関東地方整備局長が委嘱した公共工事品質確保技術者、(社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者()、その他これに準ずると発注者が認める者、[実績]平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(完了予定業務含む)の実績を有すること。

業務実績には、発注者として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向 又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。

同種:国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した土木工事に関する発注者支援業務

類似:・地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務

・国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務(「河川」又は「道路」)、CM業務、PF!事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務(「河川」又は「道路」)の概略設計、予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者

河川業務は「河川」、道路業務は「道路」とする。

[恒常的雇用関係]契約の締結までに本業務の受注者と直接的雇用関係があればよい。

【管理技術者】

[資格]技術士(総合技術監理、建設部門)、土木学会特別上級・上級・一級技術者の資格、一級土木施工管理技士、RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者、関東地方整備局長が委嘱した公共工事品質確保技術者、(社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者()及び公共工事品質確保技術者()、その他これに準ずると発注者が認める者、[実績]平成13年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(完了予定業務含む)の実績を有すること。

実績要件は平成22年度と同等

ただし、実績を認める発注機関として、平成22年度に加え国土交通省所管のその他の 独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団での実績を追加している。

なお、河川又は道路の区分は削除する。

業務の応募要件等:河川巡視支援業務

業務の概要

河川を巡視し、河川及び河川管理施設の状況、河川の占有又は利用状況等の適切な把握と処理及び河川管理上必要な情報の収集等を行う業務

契約方法の見直し

総合評価(単年) 総合評価(複数年)

応募要件の見直し

平成22年度 平成23年度 (案)

【企業の業務実績】

平成12年度以降に完了(完了予定業務含む)した業務において実績を有すること。

国、特殊法人、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務(積算技術、技術審査、品質検査、工事管理)、公物管理補助業務(河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理、道路巡回、道路許認可審査・適正化指導)、CM業務、PF!事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務(河川又は道路)、調査検討・計画策定業務(河川又は道路)、管理施設調査・運用・点検業務(河川又は道路)、測量業務、地質調査業務

【企業の業務実績】

平成13年度以降に完了(完了予定業務含む)した業務において実績を有すること。

実績要件は平成22年度と同等

ただし、実績を認める発注機関として、平成22年度に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団での実績を追加している。

【管理技術者】

[資格]技術士(総合技術監理、建設部門)、土木学会特別上級・上級・一級技術者の資格、一級土木施工管理技士、RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者、河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者、または河川・道路関係の技術的行政経験を25年以上有する者のいずれかの資格等を有すること。

[実績]平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(完了予定業務含む)の 実績を有すること。

業務実績には、発注者として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。

同種:国、都道府県、政令市、<mark>特殊法人等</mark>が発注した公物管理補助業務(河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理)

類似:・地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務(河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理)

・国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務(積算技術、技術審査、品質検査、工事管理)、調査検討・計画策定業務(河川)、管理施設調査・運用・点検業務(河川)、土木設計業務(河川)の予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者[恒常的雇用関係]契約の締結までに本業務の受注者と直接的雇用関係があればよい。

【管理技術者】

[資格]技術士(総合技術監理、建設部門)、土木学会特別上級・上級・一級技術者の資格、一級土木施工管理技士、RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者、河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者、発注者が認めた公物管理の資格、または河川・道路関係の技術的行政経験を25年以上有する者のいずれかの資格等を有すること。 [実績]平成13年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(完了予定業務含む)の実績を有すること。

実績要件は平成22年度と同等

ただし、実績を認める発注機関として、平成22年度に加え国土交通省所管のその他の 独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団での実績を追加している。

業務の応募要件等:ダム管理支援業務

業務の概要

ダムの放流操作支援、巡視点検、管理資料整理

契約方法の見直し

総合評価(単年)

総合評価(複数年)

応募要件の見直し

平成22年度 平成23年度 (案)

【企業の業務実績】

平成12年度以降に完了(完了予定業務含む)した業務において実績を有すること。

国、特殊法人、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務(積算技術、技術審査、品質検査、工事管理)、公物管理補助業務(河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理、道路巡回、道路許認可審査・適正化指導)、CM業務、PF!事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務(河川又は道路)、調査検討・計画策定業務(河川又は道路)、管理施設調査・運用・点検業務(河川又は道路)、測量業務、地質調査業務

【企業の業務実績】

平成13年度以降に完了(完了予定業務含む)した業務において実績を有すること。

実績要件は平成22年度と同等

ただし、実績を認める発注機関として、平成22年度に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団での実績を追加している。

【管理技術者】

資格]技術士(総合技術監理、建設部門)、土木学会特別上級・上級・一級技術者の資格、一級土木施工管理技士、RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者、ダム管理技士、河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者、または河川・道路関係の技術的行政経験 を25年以上有する者のいずれかの資格等を有すること。

[実績]平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(完了予定業務含む)の 実績を有すること。

業務実績には、発注者として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。

同種:国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した公物管理補助業務(河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理)

類似:・地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務(河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理)

・国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務(積算技術、技術審査、品質検査、工事管理)、調査検討・計画策定業務(河川)、管理施設調査・運用・点検業務(河川)、土木設計業務(河川)の予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者「恒常的雇用関係」契約の締結までに本業務の受注者と直接的雇用関係があればよい。

【管理技術者】

資格]技術士(総合技術監理、建設部門)、土木学会特別上級上上級・一級技術者の資格、一級土木施工管理技士、RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者、ダム管理技士、河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者、発注者が認めた公物管理の資格、または河川・道路関係の技術的行政経験 を25年以上有する者のいずれかの資格等を有すること。

[実績] 平成13年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(完了予定業務含む)の実績を有すること。

実績要件は平成22年度と同等

ただし、実績を認める発注機関として、平成22年度に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団での実績を追加している。

業務の応募要件等:道路許認可審査・適正化指導業務

業務の概要

道路の不正使用/不法占用の指導取締り、各種占用申請の審査/指導、境界確認申請の審査/現地立会、特殊車両申請の審査・指導取締

契約方法の見直し

総合評価(単年)

総合評価(複数年)

応募要件の見直し

平成22年度 平成23年度 (案)

【企業の業務実績】

平成12年度以降に完了(完了予定業務含む)した業務において実績を有すること。

国、特殊法人、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務(積算技術、技術審査、品質検査、工事管理)、公物管理補助業務(河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理、道路巡回、道路許認可審査・適正化指導)、CM業務、PF!事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務(河川又は道路)、調査検討・計画策定業務(河川又は道路)、管理施設調査・運用・点検業務(河川又は道路)、測量業務、地質調査業務

【企業の業務実績】

平成13年度以降に完了(完了予定業務含む)した業務において実績を有すること。

実績要件は平成22年度と同等

ただし、実績を認める発注機関として、平成22年度に加え国土交通省所管のその他の 独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団での実績を追加している。

【管理技術者】

[資格]技術士(総合技術監理、建設部門)、土木学会特別上級・上級・一級技術者の資格、一級土木施工管理技士、RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者、道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者、または河川・道路関係の技術的行政経験を25年以上有する者のいずれかの資格等を有すること。

[実績]平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(完了予定業務含む)の 実績を有すること。

業務実績には、発注者として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。

同種:国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した公物管理補助業務(河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理)

類似:・地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務(河川巡視、河川許認可審査、ダム・排水機場管理)

・国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務(積算技術、技術審査、品質検査、工事管理)、調査検討・計画策定業務(河川)、管理施設調査・運用・点検業務(河川)、土木設計業務(河川)の予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者[恒常的雇用関係]契約の締結までに本業務の受注者と直接的雇用関係があればよい。

【管理技術者】

[資格]技術士(総合技術監理、建設部門)、土木学会特別上級・上級・一級技術者の資格、一級土木施工管理技士、RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者、道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者、発注者が認めた公物管理の資格、または河川・道路関係の技術的行政経験を25年以上有する者のいずれかの資格等を有すること。 [実績]平成13年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(完了予定業務含む)の実績を有すること。

実績要件は平成22年度と同等

ただし、実績を認める発注機関として、平成22年度に加え国土交通省所管のその他の 独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団での実績を追加している。

業務の応募要件等:用地補償総合技術業務

業務の概要

道路、河川、ダムの整備事業等に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する公共用地交渉等を行い、当該事業の用地取得

契約方法の見直し

総合評価(単年) 総合評価(複数年)

応募要件の見直し

平成22年度 平成23年度 (案)

【企業の業務実績】

平成12年度以降に完了(完了予定業務含む)した業務において実績を有すること。 国、特殊法人等、地方公共団体、又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」(平成20年10月1日付け国土用第43号。以下「運用通知」という。)記1の別紙に定めるいずれかの業務(用地補償技術業務、用地補

償総合技術業務及び用地関係資料作成整理等業務を含む。)

【企業の業務実績】

平成13年度以降に完了(完了予定業務含む)した業務において実績を有すること。

実績要件は平成22年度と同等

ただし、実績を認める発注機関として、平成22年度に加え地方公社を追加している。

(主任担当者)

[資格]・登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者。社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定)(以下「実施規程」という。)第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。実施規程第3条に掲げる総合補償部門以外の7部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理土

[実績] 平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(完了予定業務含む)の実績を有すること。業務実績には、発注者として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。

同種:国、特殊法人等、地方公共団体、又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した補償関連部門の補償説明業務又は総合補償部門の公共用地交渉業務(用地補償技術業務及び用地補償総合技術業務を含む。)。

類似:国、特殊法人等、地方公共団体、又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定めるいずれかの業務(同種業務を除き、用地関係資料作成整理等業務を含む。)。

[恒常的雇用関係]契約の締結までに本業務の受注者と直接的雇用関係があればよい。

(主任担当者)

[資格]・公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務経験を有し、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務経験。補償業務全般に関する指導監督的実務経験。を有し、補償業務に関し5年以上の実務経験。登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者。社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定)(以下「実施規程」という。)第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づ〈補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づ〈補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。実施規程第14条に基づ〈補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理土。実務見以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(完了予定業務含む)の実績を有すること。業務実績には、発注者として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。

実績要件は平成22年度と同等

ただし、実績を認める発注機関として、平成22年度に加え地方公社を追加している。

補足説明 : 履行確実性評価の実施

実施概要

低入札業務では、業務成績評点が低評価となる傾向があり、技術提案した内容が適正に履行されないおそれがあることから、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため技術提案の新たな評価項目として、「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

対象業務

平成23年度に発注される発注者支援業務等についても、 予定価格が1,000万円を超える業務において対象となる。

補足説明 : 履行確実性評価の実施

審查項目

履行確実性評価は、審査の視点の4項目について実施し、公正、公平な審査を適切に行う。

【審査の視点】

- a) 業務内容に対応した費用が計上されているか
- b) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか
- c) 品質管理体制が確保されているか
- d) 再委託先への支払いは適正か

【審查内容】

- a)直接人件費、直接経費、間接原価、一般管理費等が必要額を確保しているか。
- b)配置予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。配置予定技術者の人工が適正であるか。
- c) 照査予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。照査予定技術者の人工は適正であるか。
- d)再委託業務内容を再委託先が確認しているか。

評価方法

各審査項目毎に審査(「 」or「x」)した上で、5段階(A~E)で総合的に評価し、履行確実性に関する 度合い(履行確実性度)を技術提案評価点に乗じることにより評価する。



評価	履行確実性度	「」と審査した項目数
Α	1	4
В	0.75	3
С	0.5	2
D	0.25	1
E	0	0

補足説明 : 履行確実性評価の実施

技術評価点の算出イメージ

技術評価点 = (配置予定技術者の経験及び能力) +

(履行確実性評価前の技術提案評価点)× (履行確実性度)

評価値 ¹					
 - 価格評価点	技術提案評価点以外	<u> </u>	2 Tr/TE 4		
 	の技術評価点 3	技術提案詞	平価点 [*]		
r	피ᄦ고宀낚 ^佐 ᆉᄼ				
│ 価格評価点	配置予定技術者の 経験及び能力 ⁵	実施方針 ⁶ ————————————————————————————————————	技術提案 7		
価格評価点	配置予定技術者 の経験及び能力	実施方針× ⁸ 技術提案	2 x 8		

履行確実性度

評価	履行確実性度
Α	1
В	0.75
С	0.5
D	0.25
Е	0

履行確実性 評価後

履行確実性

- 1 評価値 = 価格評価点 + 技術評価点
- 2 技術評価点 = 技術提案評価点以外の技術評価点 + 技術提案評価点
- 3 技術提案評価点以外の技術評価点 = 配置予定技術者の経験及び能力に係る評価点
- 4 技術提案評価点 = 実施方針に係る評価点 + 評価テーマに係る評価点
- 5 【配置予定技術者の経験及び能力】配置予定技術者の資格・実績、成績・表彰等
- 6 【実施方針】実施方針、実施フロー、工程表、その他
- 7 【評価テーマ】評価テーマに関する技術提案
- 8 【 】履行確実性度

4. その他 平成23年度発注者支援業務等の積算基準

H 2 3 年度業務の改正点(案)

発注者支援業務等の積算基準全てにおいて、企業会計の考え方にそった「新たな 積算手法」へ移行し、業務価格の算定式、「原価に占めるその他原価の割合」 ()及び「業務価格に占める一般管理費等の割合」()を設定(別紙参照)

公物管理業務における改正内容

- 1) 平成22年度の諸経費率に対して、一般管理費等にかかる、今年度の新たな調査結果を踏まえ、一般管理費等の率を割増し、 ・ を設定 (=20%, =25%)
- 2)全ての公物管理補助業務について、管理技術者の「指揮・監督業務」に係る 歩掛を追加

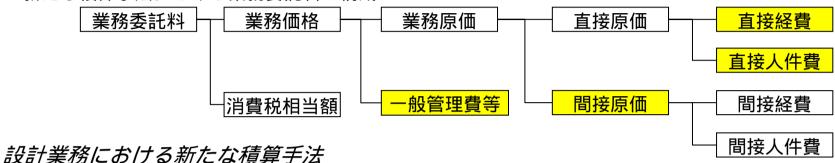
発注者支援業務における改正内容

- 1) 平成22年度の諸経費率を踏まえ、・・を設定(=35%,=30%)
- 2)工事監督支援業務について、管理技術者の「指揮・監督業務」に係る歩掛及び「工事管理」に係る歩掛を追加

積算基準の最終的な改正内容については、国土交通省HPにてご確認下さい。

4. その他 平成23年度発注者支援業務等の積算基準(別紙)

<新たな積算手法における業務委託料の構成>



直接人件費 : 技術者単価×人日により算定

直接経費(積上計上) : 直接経費のうち、旅費交通費、電子成果品作成費などを積み上げ計上

その他原価(直接経費(積上計上除く)及び間接原価) : = × /(1-)

:原価(直接経費(積上計上)を除く)に占めるその他原価の割合

一般管理費等 : = (+ +) x / (1-)

:業務価格に占める一般管理費等の割合

直接人件費

直接経 費**(**積 上計上) その他原価

一般管理費等

歩掛を設定している「技術審査業務」においては、技術経費が 各費目へ割り振られるため、歩掛が技術経費相当分変更となる

<管理技術者の歩掛追加 >

指揮・監督業務 : 管理技術者の歩掛として1.0人日 / 月(想定される担当技術者数が2人以下の場

合は0.5人日/月)を追加計上

41

工事管理: 管理技術者の歩掛として1工事当たり0.25人日を追加計上

4. その他

業務に必要となる物品・消耗品等

業務に必要な物品・消耗品は、受注者の責任において 準備する。

詳細については、各業務の入札説明書、特記仕様書による。

関東地方整備局で発注される発注の見通しは、1月上旬に下記ホームページに掲載されるので、確認のこと。

URL: http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Index.htm

平成23年度 行政事務補助業務の発注方針

1-1.発注業務一覧

		業務名	主な業務内容
その		調査設計資料 作成業務	施工計画立案について資料の取りまとめ、積算に必要な所定の図面、数量、その他の資料作成、各種設計に用いる検討資料の作成、施工管理に関する資料の取りまとめ等を行う業務。
の他	行政事務補助	用地関係資料作成整 理等業務	土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等について、用地交渉 に係る交渉 記録簿の作成、用地調査等業務に関する工程の管理、立 会、検測及び成果物 の点検、その他関連資料の作成整理等を行う業務。

1 - 2 . 契約方式

全業務を「一般競争入札(総合評価落札方式)」(簡易型)

1 - 3 . 参加資格要件等

平成22年度業務と同程度

<行政事務補助業務>

業務区分	要件
調査設計資料作成	当該事務所の発注する業務に関する制限(事前事後)

業務区分	要件
用地関係資料作成整理等	「入札に参加しようとする者は、業務の履行場所に係る被補償者との間において、以下の関係がないこと。」 1)会社法に基づく子会社、親会社の関係にないこと。 2)入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。
	本業務の履行箇所に係る用地調査等業務に関する制限(事前事後)

参加表明者に求める業務実績

【企業】

	業務内容	行政事務	補助業務
求める業務実績		調査設計資料作成	用地関係資料作 成
発注者支援業務			
公物管理補助業務(河川)			
公物管理補助業務(道路)			
CM業務			
PFI事業技術アドバイザリ・	一業務		
土木設計業務(河川)			
土木設計業務(道路)			
調査検討·計画策定業務(河川)		
調査検討·計画策定業務(道路)		
管理施設調査·運用·点検	業務(河川)		
管理施設調査·運用·点検	業務(道路)		
測量業務			
地質調査業務			
行政事務補助業務(調査設	设計資料作成業務)		
補償コン登録規程に定める	るいずれかの業務		

実績を認める発注機関の詳細は、各業務の入札説明書を確認のこと

配置予定管理技術者等に必要な同種・類似業務等の実績

<調查設計資料作成業務>

【 凡例 : 同種 類似 】

【管理技術者】

業務内容	行政事務	收事務補助業務	
求める業務実績	調査設計資料作成		
	(河川)	(道路)	
発注者支援業務			
公物管理補助業務(河川)			
公物管理補助業務(道路)			
CM業務			
PFI事業技術アドバイザリー業務			
調査検討·計画策定業務(河川)			
調査検討·計画策定業務(道路)			
管理施設調査·運用·点検業務(河川)			
管理施設調査·運用·点検業務(道路)			
土木設計における概略・予備・詳細設計業務(河川)			
土木設計における概略・予備・詳細設計業務(道路)			
土木工事(監理技術者)			
行政事務補助業務(調査設計資料作成業務)			

実績を認める発注機関の詳細は、各業務の入札説明書を確認のこと

予定主任担当者に必要な同種・類似業務等の実績

< 用地関係資料作成整理等業務 >

【主任担当者】

業務実績	対象業務	用地関係資料 作成整理等業務
発注者支援業務等	用地補償総合技術業務	
	用地補償技術(補助)業務	
	用地関係資料作成整理等業務	
	土地調査部門業務(用地測量)	
	土地評価部門業務	
補償コンサルタント業務	物件部門業務	
	機械工作物部門業務	
	営業補償・特殊補償部門業務	
	事業損失補償部門業務	
	補償関連部門業務	

(注) 用地総合の補償関連部門業務における同種()は補償説明業務、類似()はこれ以外の 補償業務

実績を認める発注機関の詳細は、各業務の入札説明書を確認のこと

類似

【 凡例 : 同種

1 - 4 総合評価に関する事

配置予定担当技術者の経験について評価する。

履行確実性評価の導入

<価格点・技術点の評価割合>

	業務名	総合評価落札方式	
		価格点∶技術点	タイプ
行政事務補助	調査設計資料 作成業務	1 : 1	簡易
	用地関係資料作成 整理等業務	1 : 1	簡易

行政事務補助業務の評価基準一覧

			業務分野別の評価基準		総合評価(簡易型)	
	評価項目		調査設計資料作成	用地関係資料作成	調査設計 資料作成	用地関係 資料作成
	資格要件	資格	・技術士 ・1級土木施工管理技士 ・1紙土木施工管理技士 ・土木学会(特別上級、上級、1級) ・全理品確技術者 (〕 () 又は同等 ・RCCM又は同等	・補償業務管理者、管理士(補償関連、総合補償、土地調査又は物件部門)・補償業務管理士(補償関連、総合補償、土地調査又は物件部門) 補償業務管理士(補償関連、総合補償、土地調査又は物件部門に係る補償業務7年以上の実務経験、(総合補償部門の場合、加えて5年以上の指導監督的経験を有する者)	10 6	10 6
答 理 壮		実績	同種あり。 類似あり。	同種あり。 補償関連の実績あり。 類似あり。	10 6	10 6
管理技術者	専門技術力 優良表彰		関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く。)で、平成19年度から平成 22年度までに完了した業務 ・優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験がある者。 ・補償コンサルタント業務において80点以上(技術者評価)の業務が2件 以上ある者。 上記以外。	-	5 0	
	事務所管内における同種又は類似業務の実績がある。 整備局管内における同種又は類似業務の実績がある。 整備局管内における同種又は類似業務の実績がある。 その他		整備局管内における同種又は類似業務の実績がある。		5 3	5 3
	専任性	専任性	<u> </u>		数値化しない	数値化しない
予定担当技術者 等の経験	予定担当打 専門打	技術者等の 支術力	同種あり。 類似あり。 その他		5 3 0	-
実施方針等	業務理解度		20	10		
	実施体制				30	15
技術提案	半耒粉にのけ	的確性			-	15
1人川1八米	る留意点実現性				-	10

評価の配点等詳細については入札説明書を確認してください。